

守山市議会業務継続計画（議会BCP）

令和8年6月

守山市議会

目 次

1	業務継続計画策定の目的	1
2	議会BCP発動および市議会災害対策会議の設置	1
	(1) 議会BCPの発動	
	(2) 市議会災害対策会議の設置	
3	災害等発生時（議会BCP発動時）における議員の活動	3
	(1) 地域での支援活動	
	(2) 市災害対策本部等を補完する活動	
	(3) ネットワークを生かした活動	
	(4) 感染症への対応	
4	災害等発生時（議会BCP発動時）における議会の対応	3
	(1) 行政との連携体制	
	(2) 議会对応の一元化	
	(3) 議会BCPの発動期間	
	(4) 議会BCP発動時の行動	
5	災害等発生時の議会の初動対応	4
	(1) 議員	
	(2) 事務局職員	
6	災害等発生時の議会運営	6
	(1) 基本的行動基準	
	(2) 開会中（会議開催中）に発生した場合	
	(3) 休会中・閉会中に発生した場合	
	(4) 災害情報の共有と対応判断	
	(5) 審議再開に向けた対応	
7	議長または事務局長が不在の場合	9
	(1) 議長の職務代行順位	
	(2) 事務局長の職務代行順位	
8	会議（本会議・委員会）開催に向けた具体的対応	10
	(1) 正副議長ともに事故がある場合	
	(2) 正副議長ともに欠けた場合	
	(3) 正副委員長ともに事故がある場合	
	(4) 正副委員長ともに欠けた場合	
	(5) 定足数について	
	(6) 行政側出席者について	
	(7) 議場または委員会室が使用不可能な場合	
	(8) 議案審査の取扱いについて	

9 感染症に係る対応について	11
(1) 対象とする感染症	
(2) 議会の対応原則	
(3) 議会对応の一元化	
(4) 議会BCPの発動期間	
(5) 災害対策会議	
(6) 議会の初動対応	
(7) 議会運営について	
(8) 会議（本会議・委員会）開催にあたっての感染防止対策	
10 議会BCPの見直しについて	12
11 その他各種対応について	12
(1) 他の計画等の関係	
(2) 研修および訓練	
資料	
安否確認票【様式1】	13
災害用伝言ダイヤル「171」 & 「web171」について	14

1 業務継続計画策定の目的

災害時においては、市民の生命、身体および財産の保護を最優先とする市の対応が行われる一方で、条例の改廃、予算の議決その他の重要な意思決定が停滞すると、市の災害対応および復旧・復興に重大な支障を来すおそれがある。このため、議会においても、災害時に果たすべき役割をあらかじめ明確にし、必要最小限の機能を確実に維持する体制を整備しておく必要がある。また、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携することも重要である。

こうしたことから、本計画は、地震、風水害、大雪、感染症その他の大規模な非常事態が発生した場合においても、守山市議会が市民の代表機関としての役割を果たし、議会が迅速に対応する必要があると認めるものについて、議会が継続してこれを担い、議会業務の継続と、議会としての責務を果たすことを目的に、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めた守山市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

また、本計画は、これまで運用してきた守山市議会災害対応指針の内容を発展的に見直し、内包した上で、議会における業務継続の観点を加えた計画として位置付ける。

2 議会BCP発動および市議会災害対策会議の設置

(1) 議会BCPの発動

災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市における地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく対策本部（以下「市災害対策本部等」という。）が設置される災害基準を基本とし、概ね準用し、発動するものである。

なお、いずれにおいても議長が発動者となる。

種 別	発動基準	発動者
地震	震度6弱以上の地震が発生したとき、長周期地震動階級4が観測されたとき。	議 長
風水害 ・大雪	災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。	議 長
その他	(1) 大規模な地震、火事、爆発等により甚大な被害が発生したとき。その他総合的な災害応急対策を必要としたとき。 (2) 自然災害のほか、大規模な火事、爆発等の事故、原子力災害、大規模なテロや武力攻撃などで、大きな被害が発生したとき。 (3) インフルエンザ、新型コロナウイルスなどのウイルス感染症による緊急事態宣言等が発令されたとき。	議 長

(2) 市議会災害対策会議の設置

ア 基本方針

災害時における市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の開催は、議員および議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）の安全確保を最優先としつつ、議会としての意思決定機能を可能な限り維持する観点から、必要性および緊急性を総合的に勘案して設置する。

イ 設置基準

議長は、市災害対策本部等の設置に対応して、災害対策会議の設置を判断する。ただし、状況判断が必要なときは、議長は副議長および議会運営委員会正副委員長と協議し、災害対策会議を設置する。

ウ 構成

(ア) 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、総務常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長および環境生活都市経済常任委員会委員長をもって構成する。なお、各常任委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(イ) 災害対策会議は、議長が招集する。

(ロ) 議長は、災害対策会議を代表し、その会務を総理する。

(ハ) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(ニ) 議長、副議長ともに事故等があるときは、次に定める順序により、その職務を代理する。

- a 議会運営委員会委員長
- b 議会運営委員会副委員長
- c 総務常任委員会委員長
- d 文教福祉常任委員会委員長
- e 環境生活都市経済常任委員会委員長
- f 総務常任委員会副委員長
- g 文教福祉常任委員会副委員長
- h 環境生活都市経済常任委員会副委員長

エ 所掌事務

(ア) 議員の安否確認および招集に関すること

(イ) 議員が把握した被災情報等の集約および市災害対策本部等への伝達

(ロ) 市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達

(ハ) 市災害対策本部等からの依頼事項への対応

(ニ) 市災害対策本部等への提案、提言および要望等の調整

(ホ) 国、県、関係機関等に対する要望活動の調整

(ヘ) 関係市議会との連携・協力

(ロ) 本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議

(ケ) その他、議長が災害対応に必要と認める事項

オ 議員、市災害対策本部等への情報伝達

(ア) 市災害対策本部等から入手した情報は、災害対策会議を通じて議員に伝達する。必要に応じて、行政から報告を求める。

(イ) 議員が収集した地域の災害情報や行政への要望については、災害対策会議において内容を精査し、市災害対策本部等に伝達する。

カ その他

上記のほか、災害対策会議の運営に関して必要な事項は、協議して決定する。

3 災害等発生時（議会BCP発動時）における議員の活動

(1) 地域での支援活動

議員は、大規模な災害が発生した直後や初動期では、執行機関の災害対応を最優先とし、特に、災害発生が予測される事案や災害発生直後においては、議員は自分や家族の安全確保とともに、二次災害を避けながら人命救助、避難誘導および避難所運営等の地域支援活動に努める。

(2) 市災害対策本部等を補完する活動

議員は、市民と行政の間をつなぐ役割を担う。

ア 情報の収集

議員が得た被災情報は、災害対策会議で集約し、市災害対策本部等へ伝達する。

イ 情報の伝達・発信

通信障害等により市民への情報伝達が困難な場合は、議会エリアに登庁し、災害対策会議から発信される災害情報や支援情報を市民に伝達する。

(3) ネットワークを生かした活動

議員は、大規模災害時には、市災害対策本部等の本部長を務める市長と連携しながら、平常時からの議長会などを通じた他議会はじめ、政党、国会議員および県議会議員等とのネットワークを通して、情報発信や要望活動などの対外的活動を積極的に行う。

(4) 感染症への対応

議会活動に支障をきたすことがないように、議員は自ら「感染しない」または、「感染させない」ための感染防止対策を徹底し、対応については「9 感染症に係る対応について」において、定めるものとする。

4 災害等発生時（議会BCP発動時）における議会の対応

(1) 行政との連携体制

議会は、議会機能を適正に果たすため、議員の安否確認や所在確認を明らかにするとともに、行政と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。

(2) 議会对応の一元化

議会は、対応を一元化し、行政との協議、連絡、調整等を行うための組織として、通常対応が可能になるまでの間、議長が議会事務局（以下「事務局」という。）と調整の上、災害対策会議を設置する。同会議が設置されたときは、構成員は速やかに参集し、同会議の指示に従う。

(3) 議会BCPの発動期間

議会BCPが対象とする期間は、大規模災害等が発生してから概ね1か月以内とする。

なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。また、通常体制に戻った後の復旧・復興に向けた議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方についても、議長が判断し、決定する。

(4) 議会BCP発動時の行動

ア 発動時の行動

議長が、安否連絡の要否、議員の参集が必要な場合はその日時、災害対策会議設置の要否を判断し、事務局職員が全議員へ連絡する。

イ 連絡方法

連絡方法は原則、連絡ツール等（以下「ラインワークス」という。）とする。インターネット回線が利用できない場合は、携帯電話または、固定電話での連絡とする。

※上記のいずれの通信手段も利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）を使用して、安否連絡および参集等の連絡内容を聞く。（P14 資料あり）

種 別	行動内容
安否連絡	安否確認、議員の参集日時および場所ならびに災害対策会議設置の要否を事務局から全議員へ連絡する。
議員参集	事務局から連絡があれば、その日時に、全議員は参集する。
災害対策会議	事務局から連絡があれば、その日時に、災害対策会議を設置し開催する。

5 災害等発生時の議会の初動対応

(1) 議員

ア 議員は、速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出、支援を行う。

イ 議員は、自身の被災状況を確認し、今後の連絡等のため、自身の被災状況、連絡方法および連絡先等をラインワークスまたは、FAX等、可能な方法により事務局へ、送信・連絡する。

（※P13 安否確認票【様式1】にて報告）

なお、連絡設備等の損傷や通信インフラの途絶等のため、送信・連絡ができない場合は、同僚議員、避難所等の職員に対して、事務局に伝達するよう求めるなどの方法に努める。

また、自ら積極的に災害に係る情報収集を行うものとする。

ウ 議員は、市民の安全確保や応急対応など、地域における活動に従事しつつ、災害対策会議からの連絡や市民からの要請に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保し、自らの所在を明らかにしておく。

なお、参集依頼があった場合は、速やかに指定場所に参集する。

エ 必要に応じて、地域の被災情報をラインワークス、メールまたは、FAX等可能な方法により事務局を通じて災害対策会議に提供する。

※ただし、救命・救助に係る情報は、警察や消防本部に緊急通報するなど、緊急性の高い情報は、関係機関へ速やかに連絡する。また、行政への要望については、災害対策会議を通じて行う。

オ 災害対策会議から得た災害情報や支援情報等を、様々な方法により、市民へ提供する。

(2) 事務局職員

ア 事務局職員は、速やかに自身等の安全確保を行った上で、「市地域防災計画」における職員動員計画に基づき行動する。

イ 事務局職員は、参集次第、次の活動を行う。

(ア) 議会エリアの状況確認

(イ) 議場、委員会室、執務室等や放送設備、パソコン、電話、FAX、Wi-Fi等の通信機器や通信状態の確認

(ロ) 議会エリアの復旧と災害対策会議の開催場所の確保

(ハ) 議長と副議長に電話等により安否を確認し、必要に応じて登庁を依頼

(ニ) 議員に災害発生を旨を連絡し、安否確認票【様式1】の報告を求める。

(ホ) 登庁していない事務局職員に安否確認の連絡

(ヘ) 議員および事務局職員の安否情報を議長へ報告

(ト) 災害発生から24時間を経過しても連絡がない議員および事務局職員の安否情報収集

(チ) 議長と災害対策会議設置についての調整

(リ) 災害対策会議や関係会議等の開催にかかる所属議員への連絡

(ル) 市災害対策本部等、または議員から入手した情報を災害対策会議に報告し、その後の対応について協議

(レ) 報道対応、その他、対象災害対応に必要と認める活動

6 災害等発生時の議会運営

(1) 基本的行動基準

時期	事務局職員の行動	災害対策会議の行動	議会・議員の行動
災害発生 直後 ～ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> ①災害情報の確認 ②自身と家族の安全確保 ③議会エリアへ参集 ④議会事務局、議場、委員会室等の被災状況の確認 ⑤放送設備、情報端末機器等の確認 ⑥災害対策会議の場所確保 ⑦正副議長への連絡 ⑧議員の安否確認 ⑨事務局職員の安否確認 ⑩災害対策会議構成員への参集連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策会議の設置 ②災害関係情報の収集 ③市災害対策本部等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害情報の確認 ②自身と家族の安全確保 ③事務局に安否報告 ④災害対策会議構成員の参集
24時間 ～ 72時間	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策会議の運営 ②災害関係情報の収集整理、発信および災害対策会議へ連絡 ③報道対応 	<ul style="list-style-type: none"> ①議員の安否等の情報整理 ②情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ③市災害対策本部等と情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策会議からの指示があるまでは地域活動 ②災害関係情報の収集 ③地域での救援、救助活動、避難所運営等への協力
72時間 ～ 1週間	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策会議の運営 ②災害関係情報の収集整理、発信および災害対策会議へ連絡 ③議会再開に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ①情報を収集し、全議員参集の有無を協議 ②議会運営の再開準備(開催場所、議案等の協議) ③市災害対策本部等と情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策会議からの指示があるまでは地域活動 ②地域での災害情報、意見、要望等の収集 ③地域での救援、救助活動、避難所運営等への協力 ④災害対策会議からの指示に即応できる体制の確保

1週間 ～ 1か月	①災害対策会議の運営 ②議会再開に向けた準備 ③通常業務に移行	①本会議、委員会の開催準備 ②復旧工事等の確認	①災害対策会議からの指示により、議員活動に専念 ②本会議、委員会の開催 ③議案等の審議・議決 ④復旧活動に関する国、県への要望などの検討 ⑤復興計画の審議 ⑥通常議会体制への移行
-----------------	---------------------------------------	----------------------------	--

(2) 開会中（会議開催中）に発生した場合

ア 本会議

フェーズ	対応内容
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> - 議員 : 自身と傍聴者の安全確保 - 事務局職員 : 自身と傍聴者の安全確保、避難路の確保
本会議の中断	<ul style="list-style-type: none"> - 議長 : 必要に応じて本会議を中断（暫時休憩）
本会議の中断後	<ul style="list-style-type: none"> - 議員 : 傍聴者を安全な場所に避難誘導・救出・支援 - 事務局職員 : 傍聴者を安全な場所に避難誘導・救出・支援 <p style="margin-left: 20px;">議場・議会エリアの被害状況確認と危機管理課等への報告</p> <p style="margin-left: 20px;">危機管理課等から災害情報の収集</p> <p style="margin-left: 20px;">正副議長・議運正副委員長への災害情報の報告</p> <p style="margin-left: 20px;">議会運営委員会の開催場所確保</p>
本会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> - 議会運営委員会（または全員協議会）を開催 - 災害・危機事象の概要と被害状況を報告 - 今後の対応（議事日程、行政側出席者など）を協議
BCP発動判断	<ul style="list-style-type: none"> - 議長が災害対策会議設置（議会BCP発動）を判断
本会議再開準備	<ul style="list-style-type: none"> - 上記会議で決定した議事手続きを実施 - 本会議再開に向けた対応

イ 委員会

フェーズ	対応内容
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> - 議員 : 自身と傍聴者の安全確保 - 事務局職員 : 自身と傍聴者の安全確保、避難路の確保
委員会の中断	<ul style="list-style-type: none"> - 委員長 : 必要に応じて委員会を中断（暫時休憩）
委員会の中断後	<ul style="list-style-type: none"> - 議員 : 傍聴者を安全な場所に避難誘導・救出・支援 - 事務局職員 : 傍聴者を安全な場所に避難誘導・救出・支援 <p style="margin-left: 40px;">委員会室および議会エリアの被害状況確認と危機管理課等への報告</p> <p style="margin-left: 40px;">危機管理課等から災害情報の収集</p> <p style="margin-left: 40px;">正副議長・議運正副委員長への災害情報の報告</p> <p style="margin-left: 40px;">委員会（協議会）等の開催場所の確保</p>
会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> - 委員会協議会 : 今後の対応を協議 - 議会運営委員会を開催 - 災害・危機事象の概要と被害状況を報告 - 今後の対応（議事日程、行政側出席者など）を協議
B C P発動判断	<ul style="list-style-type: none"> - 議長が災害対策会議設置（議会B C P発動）を判断
委員会再開準備	<ul style="list-style-type: none"> - 上記会議で決定した議事手続きを実施 - 委員会再開に向けた対応

(3) 休会中・閉会中に発生した場合

対象者	対応内容
正副議長	<ul style="list-style-type: none"> - 事務局と連絡を取り登庁 - 状況に応じて議運正副委員長へ連絡・登庁判断
議員	<ul style="list-style-type: none"> - 事務局からの安否確認票【様式1】にて報告
委員長	<ul style="list-style-type: none"> - 行政視察の場合、委員長が視察中止・帰庁等を判断し、事務局を通じて議長に報告する。

事務局職員	<ul style="list-style-type: none"> - 正副議長と連絡を取り登庁 - 状況に応じて議運正副委員長へ連絡・登庁依頼 - 全議員へ連絡ツールで安否確認票【様式1】による報告を求める
-------	--

(4) 災害情報の共有と対応判断

対応主体	内容
議会事務局 ・危機管理課等	- 正副議長（必要に応じ議運正副委員長）へ災害概要および今後の見込み等を報告
議長	- 災害対策会議設置（議会BCP発動）の判断
状況に応じて	<ul style="list-style-type: none"> - 議会運営委員会の開催 - 各常任委員長による委員会（協議会）開催の判断

(5) 審議再開に向けた対応

会議体	協議内容
議会運営委員会 ・委員会（協議会）	- 今後の審議日程等について協議
議会全体	- 審議日程を踏まえた本会議・委員会の開催に向けた準備

7 議長または事務局長が不在の場合

(1) 議長の職務代行順位は、以下のとおりとする。

- ア 副議長
- イ 議会運営委員会委員長
- ウ 議会運営委員会副委員長
- エ 総務常任委員会委員長
- オ 文教福祉常任委員会委員長
- カ 環境生活都市経済常任委員会委員長
- キ 総務常任委員会副委員長
- ク 文教福祉常任委員会副委員長
- ケ 環境生活都市経済常任委員会副委員長

(2) 事務局長の職務代行順位は、以下のとおりとする。

- ア 議会事務局次長
- イ 議会事務局総務課長

8 会議（本会議・委員会）開催に向けた具体的対応

(1) 正副議長ともに事故がある場合

災害対応については、上記7(1)の職務代行順位者で対応可能であるが、本会議の運営など法的に議長権限で行う職務についてはできないため、仮議長を選挙し、仮議長が行う。

※正副議長のいずれかが職務を行うことになれば、仮議長はその身分を失う。

(2) 正副議長ともに欠けた場合、正副議長を選任

- 仮議長：正副議長ともに事故があるときに選出される。[根拠：地方自治法第106条]
- 臨時議長：選挙後の初会議で正副議長の決定前または仮議長選挙時に年長議員が一時的に努める。
[根拠：地方自治法第107条]

(3) 正副委員長ともに事故がある場合、年長の委員が委員長の職務を行う。

(4) 正副委員長ともに欠けた場合、正副委員長を選任

- 事故があるとき：除斥、病気、旅行、身体障害等によって職務を執り行えない事情にある場合。
- 欠けたとき：死亡、辞職、失職の場合。

(5) 定足数について

原則として、本会議、委員会とも定数の半数以上の議員（または委員）の出席を必要とする。

(6) 行政側出席者について

会議開会時の行政側出席者について、当該出席者の被災状況や災害対応状況等を勘案のうえ、行政側と調整する。

(7) 議場または委員会室が使用不可能な場合

議場または委員会室が大規模災害等により使用できない場合は、議会機能を維持するため、行政側と協議の上、速やかに代替施設を確保するものとする。

ア 代替施設の候補

代替施設は、次に掲げる市有施設等の中から、被害状況および使用可能性を踏まえて選定する。

- (ア) 市庁舎内の他の会議室
- (イ) 市内公共施設の会議室
- (ウ) その他、市長が使用可能と認める施設

イ 代替施設の決定

代替施設の決定に当たっては、議長が市災害対策本部等と協議の上、決定する。

(8) 議案審査の取扱いについて

ア 会期中に対象災害が発生した場合

議案審議の日程等の調整（日程変更、審議終了、会期の短縮等）を行う。

イ 休会中・閉会中に対象災害が発生した場合

臨時会議に係る招集時期、審議日程等について調整を行う。また、市長の専決処分
の報告を受ける。

※議会運営については、地方自治法、市議会会議規則、市議会委員会条例等の規定に基づき、対応する。

9 感染症に係る対応について

(1) 対象とする感染症

本計画における感染症は新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に規定する「
新型インフルエンザ等」など、人の生命や健康に重大な被害を及ぼす感染症を対象とする。

(2) 議会の対応原則

議会機能を適正に果たすため、議員が感染した場合または濃厚接触者となった場合の基本的な対応を明らかにするとともに、行政と感染状況や感染拡大防止に向けた取組に係る情報を共有し、協力・連携体制を整える。

(3) 議会对応の一元化

議会としての対応を一元化し、行政との協議、連絡、調整等を行うための組織として、通常対応が可能になるまでの間、議長が事務局と調整の上、災害対策会議を設置する。同会議が設置されたときは、構成員は速やかに参集し、同会議の指示に従う。

(4) 議会BCPの発動期間

議会BCPが対象とする期間は、緊急事態宣言等が発令されている間とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。また、通常体制に戻った後の議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。

(5) 災害対策会議

ア 設置基準

議長は、緊急事態宣言等の発令に対応して、災害対策会議を設置する。

ただし、状況判断が必要なときは、議長が副議長および議会運営委員会正副委員長と災害対策会議の設置について協議する。

イ 開催方法

感染防止対策（消毒液の設置、マスクの着用、検温の実施）を施したうえで、会議を開催する。

なお、感染症においては議員が参集することで感染リスクが高まることもあるため、議長の判断において、オンラインを活用した会議の開催ができるものとする。

ウ 構成

2章(2)ウと同様とする。

エ 所掌事務

2章(2)エと同様とする。

オ 議員、市災害対策本部等への情報伝達

2章(2)オと同様とする。

カ その他

2章(2)カと同様とする。

(6) 議会の初動対応

議員が感染した場合または濃厚接触者となった場合は、速やかに議長または、事務局に電話連絡し、国、県等が定める感染症療養基準を順守して療養に努める。

(7) 議会運営について

ア 定例会会期中に議員の感染が判明した場合

事務局において、感染者の行動歴を確認するとともに、議員および事務局職員等の濃厚接触者の有無を確認し、保健所指導のもと、状況に応じて議会エリア内の使用を制限し、議場、委員会室、議員控室を中心に消毒作業を実施する。

イ 休会中・閉会中に議員の感染が判明した場合

議長は、その都度、感染状況等を踏まえ、議運正副委員長の招集を判断する。また、状況に応じて、議会運営委員会を開き、今後の会議日程等の変更を検討する。

事務局において、感染者の行動歴を確認するとともに、議員および事務局職員等の濃厚接触者の有無を確認し、保健所指導のもと、状況に応じて議会エリア内の使用を制限し、感染者が長時間滞在した諸室を中心に消毒作業を実施する。

(8) 会議（本会議・委員会）開催にあたっての感染防止対策

マスクの着用、消毒液の設置、本会議・委員会中の換気（概ね60分ごと）、行政側出席者の入れ替え等、感染防止対策を十分講じた上で本会議、委員会を開催する。

10 議会BCPの見直しについて

新たに発見された課題や変更等が生じた場合については、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその都度、内容について適宜改正を行うものとする。

11 その他各種対応について

(1) 他の計画等の関係

守山市地域防災計画および守山市業務継続計画（BCP）との整合性を図ること。

(2) 研修および訓練

議員および事務局職員の防災意識の向上を図るため、研修会および訓練を適宜実施するものとする。

安否確認票

様式 1

議員氏名			
報告者	氏名:		
	連絡先:		
報告日時		月 日()	時 分

確認者氏名			
確認日時	月 日()		
	時 分		

※事務局記入欄

安否確認	身体的被災	本人	()重体 ()重症 ()軽傷 ()その他 [] ()なし
		家族	()重体 ()重症 ()軽傷 ()その他 [] ()なし
	状況	住居の	()全壊 ()半壊 ()一部破損 ()床上浸水 ()床下浸水 ()その他 [] ()被災なし
所在	市内	()自宅 ()自宅外 []	
	市外	()場所 []	
連絡先	本人	携帯電話	— —
		携帯メール	
		F A X	
	家族等	・議員と連絡が取れない場合、家族等の連絡先等を記入	
氏名			
参集	参集の可否	()可 ()否 理由 []	
	参集可能時間	月 日 時 分頃	
特記			
議会事務局 連絡先		F A X : 0 7 7 - 5 8 2 - 1 1 5 5 メール : gikai@city.moriyama.lg.jp T E L : 0 7 7 - 5 8 2 - 1 1 5 1	

※この用紙を写真に撮って、メール等で送信しても結構です。

災害用伝言ダイヤル「171」 & 「web171」について

(NTT 東日本・NTT 西日本 (NTT グループ) が提供するサービスです。)

① 災害用伝言ダイヤル 171 (電話サービス)

電話を利用して安否メッセージを録音・再生できます。

【利用方法】

1. 「171」をダイヤル
2. 音声ガイダンスが流れます。
 - ・録音する場合は「1」を押す
 - ・再生する場合は「2」を押す
4. 伝言を残したい／確認したい電話番号を市外局番から入力
例：077-582-1151 (守山市議会事務局)
5. 音声ガイダンスに従い、安否情報等の録音／再生を行う

② 災害用伝言板 web171 (インターネット版)

インターネットを利用した安否情報サービスです。PC・スマートフォン等で利用できます。

【利用方法】

1. web ブラウザで「<https://www.web171.jp>」にアクセス
または「災害用伝言板」や「web171」で検索
2. サービスを選ぶ
 - ・「安否を登録する」・・・伝言を登録したい場合
 - ・「安否を確認する」・・・伝言を確認(見る)したい場合
3. 伝言を登録／確認したい電話番号を市外局番から入力
→ 例：077-582-1151 (守山市議会事務局)
4. 画面の指示に従って操作する